

監事の報酬等の支給基準及び支給額について

監事の報酬等の支給基準及び支給額を次のとおり定める。

- 1 報酬は日額とし、勤務した翌月に現金で支給する。
- 2 報酬日額は、3,000円とする。

附 則

この定めは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から効力を有する。